

日本獣医師会雑誌投稿規程の制定

日本獣医師会雑誌（日獣会誌）につきましては、獣医学術の普及とともに、獣医専門技術及び知識の普及・啓発や獣医事情の提供を通じての獣医師専門職の人材養成に資することを目的に、日本獣医師会の学会学術誌と合わせ毎月、編集・発刊しているところですが、この度従前の日本獣医師会会報投稿規程を廃止し日本獣医師会雑誌投稿規程を次のとおり制定（同日施行、日本獣医師会会報投稿規程は廃止）しました。特に編集の区分（第2条）、投稿要領（第3条、第4条）及び執筆要領（第5条）に留意いただき、広く皆様からのご投稿をおまちしております。

日本獣医師会雑誌投稿規程

（目 的）

第1条 この規程は、日本獣医師会雑誌編集等規程（以下「編集規程」という。）第4条の規定に基づき、日本獣医師会雑誌（以下「日獣会誌」という。）の原稿の投稿方法及び編集の区分等に関する事項を定めるものである。

なお、編集規程第1条のなお書に規定したとおり、日獣会誌のうち学会学術誌に関する事項は、別に定めるところによる。

（編集の区分）

第2条 日獣会誌（学会学術誌部分を除く。以下、同様）の編集の区分は、原則として次のとおりとする。

- (1) 論説：獣医師及び動物医療（獣医学術並びに動物の福祉及び愛護等の関連分野を含む。以下、同様）に関する関係分野における諸問題等の論評、今後の展望等
- (2) 総説：動物医療に関する国内外の調査・研究等に関する動向等の包括的解説
- (3) 会議報告：日本獣医師会関係会議及びその他の関係会議等の開催報告
- (4) 解説・報告：動物医療関係の制度及び事業並びに最新情報等の解説及び報告等
- (5) 学術・教育：獣医学術、教育に関する解説及び報告等
- (6) 行政・獣医事：行政機関等からの通知等の解説及び報告等
- (7) 資料：動物医療関係の統計、海外動物衛生事情等の紹介
- (8) 意見：獣医師、動物医療関係機関等に対する要望・意見等
- (9) 診療室：動物医療に関する日常の経験・体験

等に基づく話題・意見等

- (10) 紀行・見聞：動物医療に関する国内外での紀行・見聞・調査等
- (11) 行事等案内（報告）：動物医療関係行事（大会、研修会、講習会等）の案内（報告）
- (12) 募集：動物医療関係者等の人材募集、動物医療関係行事等への参加募集等
- (13) 異動（移動）通知：動物医療関係者等の人事異動、又は動物医療関係施設、団体等の事務所等の移動の通知
- (14) 紹介：動物医療関係事業及び行事等の他、人物、動物医療関係の図書（書評）・物品等の紹介
- (15) 表彰：動物医療関係者の叙勲・表彰等
- (16) 訃報：動物医療関係者等の訃報
- (17) 事務局日誌：動物医療に関する関連会議・行事等の日誌報告
- (18) 獣医師生涯研修事業のページ：生涯研修のページQ&A（生涯研修の問題・解答と解説）及び生涯研修事業ポイント取得対象プログラムの案内等
- (19) 馬耳東風：後書きコラム

2 編集の区分は、第1項の規定によるほか、必要に応じ編集規程第3条の規定に基づき設置された委員会において追加等を行うことができる。

（投稿要領等）

第3条 投稿原稿は、原則として未刊行のものとする。

第4条 投稿の要領は、次のとおりとする。

- (1) 原稿を筆記具で執筆する場合は、A4判400字詰め原稿用紙を用い、横書きとする。
- (2) 原稿をパソコン及びワープロ等で作成する場合は、A4判用紙1頁を400字（20字×20行）とし、行間を十分に開けて横書きのうえ、原則として、電子記憶媒体（CD-R、メモリスティック等）を次に定めるところに従って同封する。
- (3) 電子記憶媒体のラベルには、氏名、所属機関

名、使用OS・ソフト名及びバージョン、保存ファイル名を明記する。さらに表・図（写真：画質を問われるものを除く）等も可能であれば、同様に保存する。

- (4) 電子メールで投稿する場合は、(2)～(3)に基づき作成した原稿を添付ファイルとし、件名、発信者名を明確にして送付する。
- (5) 投稿の主な掲載区分ごとの原稿の制限枚数は、原則として次のとおりとする。

掲載区分	原稿制限枚数*
論説	18枚
総説	30枚
解説・報告	30枚
資料	12枚
意見	6枚
診療室	6枚
紀行・見聞	12枚

*原稿枚数は、400字詰原稿用紙を使用した場合。

(執筆要領)

第5条 投稿原稿の執筆要領は、次のとおりとする。

- (1) 用語：原稿の記述は、すべて和文、現代かなづかいを使用し、漢字は、専門用語を除いて常用漢字の範囲にとどめる。また、略称を使用する場合は、文中の初めて使用する箇所ですべて完全な単語を掲げ、その後に略称をカッコ内に表示する。
- (2) 本文：1頁目の最上段に標題、著者名、所属機関の名称（執筆時の著者の所属先）及び所在地（郵便番号を含む）を記載する。また、最終頁の最下段には著者（又は連絡責任者）の所属（現所属先）、住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを明記する。
- (3) 図・表・写真：図（イラストレーションを含む）・表は、黒インクでA4判の白紙又は青色方眼紙を用い、原図から直接製版できるよう作成し、標題を明記する（表は、縦罫線を入れない）。

写真は、白黒でコントラストの明瞭なもので原寸印刷が可能なもの（必要部分を横7.8cm、縦6.0cm又は横15.5cm、縦10.0cmに整形）をA4判の台紙に貼付（コーナーのみを糊付け）し、説明等を記載する。なお、デジタル画像を用いる際は、明瞭な印刷ができるよう光沢紙等の専用紙を用いる。

図・表・写真は、原稿の最後にまとめて添付し、さらに、それらの挿入位置を本文の右欄外に赤字で明記する。

(原稿の取扱い)

第6条 原稿の採否、掲載順序等は、委員会で決定する。

第7条 本規程を逸脱する原稿、編集方針と相違する原稿等については内容の変更（加筆、削除、書き直し等）を求めるか、又は不採用とすることがある。

第8条 投稿原稿は、原則として返却しない。

(著作権及び引用・転載)

第9条 日獣会誌の著作権は、編集規程第6条に定めたとおり日本獣医師会に帰属する。

2 これを利用しようとする者は、あらかじめその利用につき編集発行者の許可を得なければならない。

第10条 投稿原稿について、他著者の論文等引用・転載する場合は、著作権保護のため、著者及び出版社の許諾を受けるとともに、原稿に出典を明記すること。ただし、引用文献とした場合は、この限りでない。

(原稿送付先)

第11条 投稿原稿の送付先は、委員会事務局（下記）とする。

第12条 編集発行者が依頼して日獣会誌に掲載する原稿についても前記第4条から第11条に準じ処理する。

(雑 則)

第13条 投稿原稿に関する照会先は、委員会事務局とする。

第14条 この規程に定めのない事項は、委員会で協議し、これを編集発行者が処理する。

附 則（平成21年6月17日、日本獣医師会雑誌編集委員会制定）

- 1 この規程は、平成21年6月17日から施行する。
- 2 日本獣医師会会報投稿規程（平成2年10月5日制定）は、廃止する。

【原稿の送付先及び投稿に関する照会先】

〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1

新青山ビルディング西館23階

日本獣医師会雑誌編集委員会事務局

TEL 03-3475-1601 FAX 03-3475-1604

E-mail : nichiju@group.lin.go.jp